

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団 buildingSMART Japan（以下「当法人」という。）の定款第25条第1項の規定に基づき設置される委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会設置)

第2条 当法人の定款第2条に掲げるかく目的の遂行のため、経営委員会の決議により委員会を設置、終了または改変することができる

- 2 委員会は、その活動に必要と思われる小委員会を設置することができ、その趣旨を経営委員会に報告し、事前に承認を得るものとする。
- 3 委員会、小委員会は当該委員会の活動の一部を分担する WG を設置することができ、その設置を経営委員会に報告するものとする。
- 4 経営委員会は、委員会、小委員会および WG が設置された場合、その設置情報を電子メールまたは郵便で会員に知らせるものとする。

(運営委員会)

第3条 委員会間の調整をするために運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会の主な役割は以下の様にする。
 - イ) 委員会の活動報告
 - ロ) 委員会間の活動の調整
 - ハ) 経営委員会での業務方針の実施
- ニ) 経営委員会に対する事業の改廃・新規事業の提案、および経営委員会からの諮問に対する答申
- ホ) その他

(委員)

第4条 委員会の委員は、当法人の会員企業・団体の職員とし、経営委員会の承認を得るものとする。

- 2 委員会における委員の追加・変更等は委員会で検討し、経営委員会の承認を得るものとする。
- 3 前項のほか、委員会の活動に必要と思われる会員でない個人に関し、当該委員会の推薦を経て経営委員会の決議により、専門技術顧問として委員会への参加を認めることができる。
- 4 小委員会または WG の委員は、委員会委員長の承認により決定し、委員長はこれを経営

委員会に報告するものとする。

- 5 委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は原則として無報酬とする。
- 7 委員会、小委員会およびWGの委員名簿およびメーリングリストは、当法人のサーバー内の当該委員会フォルダーに保持するものとする。

(委員長)

第5条 委員会、小委員会およびWGには委員長1名を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会議を進行する。
- 4 委員会の委員長または副委員長は、運営委員会に当該委員会の活動内容を報告するものとし、必要に応じて経営委員会にも報告する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 委員会の議事のうち、委員会活動の重要な事項をとりまとめるときは、事前にそのむねを委員に知らせるものとし、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、メールをもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、委員に報告しなければならない。
- 4 委員長は、適当と認める者に対して、オブザーバーとして委員会の会議への出席を求め、意見交換および必要な協力を求めることができる。
- 5 この条の規定は、小委員会およびWGの会議に準用する。

(議事録)

第7条 委員会、小委員会およびWGの審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成し、当法人のサーバー内の当該委員会フォルダーに保存するものとする。

(事務処理)

第8条 委員会及び小委員会およびWGの議事録など活動結果は原則、当該委員会が処理するものとするが、処理内容によって特別な場合は事務局にその処理を依頼することができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改訂は、経営委員会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程の対象となる委員会は平成29年10月現在、以下の通りとし、下部の小委員会を含むものとする。

運営委員会

広報委員会

技術統合委員会

建築委員会

土木委員会

2 この規程は、平成30年1月1日から施行する。(平成29年12月12日経営委員会決)

以上